職業安定分科会雇用保険部会（第215回）	資料２－１
令和８年11月10日	

農業の雇用保険について

令和８年11月

農林水産省

経営局就農・女性課

農業分野の就業者の動向

○　平成19年と令和４年の就業者の動向を比較すると、全産業では女性の就業者総数の増加により男女計の就業者総数が増加しているが、**農業では**男女それぞれの就業者総数の減少により**男女計の就業者総数が減少**している。
○　一方で、**農業でも、雇用者数は男女ともに増加**している。

従業上の地位別就業者の動向（全産業、農業）

		全産業			農業		
		平成19年	令和４年	増減	平成19年	令和４年	増減
男女計	就業者総数（千人）※注１	65,978	67,060	↗	2,238	1,472	↘
	うち雇用者数（千人）※注２	53,263	57,225	↗	222	343	↗
男	就業者総数	38,175	36,706	↘	1,256	888	↘
	うち雇用者数	29,735	30,040	↗	90	169	↗
女	就業者総数	27,803	30,354	↗	1,028	584	↘
	うち雇用者数	23,528	27,185	↗	132	175	↗

資料：総務省「就業構造基本調査」（組替集計）
※注１：総数には「不明」が含まれている。
　注２：同一世帯内に農業経営者のいる雇用者は含まれていない。

農業における雇用の現状

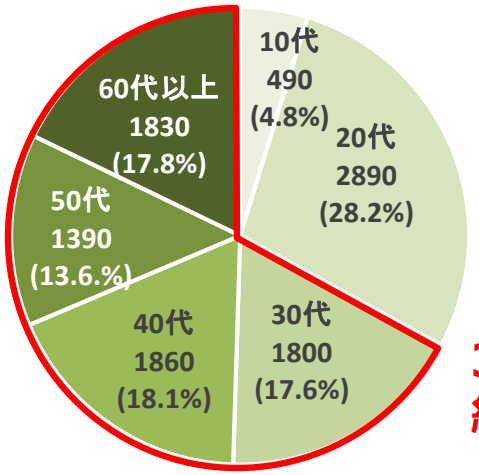
○　新規就農者数は減少傾向にある一方、**新規雇用就農者**（農業法人等に雇われる形で就農する者）は、毎年**１万人前後とほぼ同水準で推移**。
○　また、**雇い入れのある経営体**も2020年から2025年までの５年間で**約1.5倍**に増加している。
○　新規雇用就農者は**30代以上が７割**、**非農家出身者が約７割**を占めており、**他産業経験者の転職者が多いことが想定**される。

雇い入れのある経営体数の推移

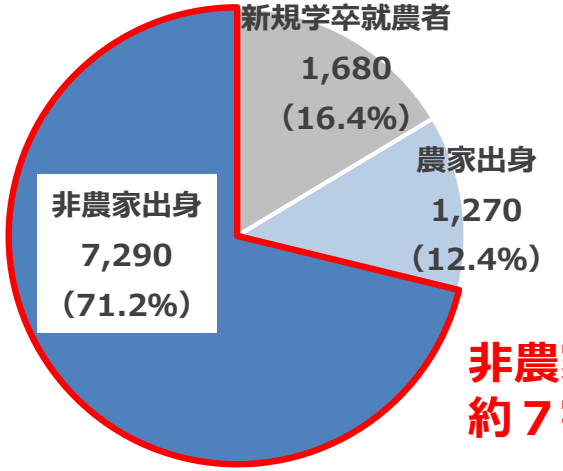
	2020年	2025年
雇い入れのある経営体数	156,053	229,696
常雇いのある経営体数	36,563	57,352
個人経営体数	21,763	38,752
団体経営体数	14,800	18,600
うち法人経営体数	14,352	18,158
臨時雇いのある経営体数	138,823	198,948
個人経営体数	121,452	180,675
団体経営体数	17,371	18,273
うち法人経営体数	15,234	16,305

資料：農林水産省「農林業センサス」

新規雇用就農者の内訳（令和７年）



30代以上が約７割



非農家出身が約７割

資料：農林水産省「新規就農者調査」

農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会

○　農業法人等が、人・農地の受け皿として将来にわたって発展していくためには、他産業と遜色のない雇用環境の整備が急務。
○　食料・農業・農村基本法に「農業の雇用に資する労働環境の整備」が明記されたことを受け、「農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」を設置し、労働法制の在り方も含めた政策の在り方について検討を深めているところ。

委員（令和８年10月時点）

梅本　雅（座長）　（株）ファーム・マネージメント・サポート　代表取締役
（元農研機構非常勤顧問）
臼井　稔　（一社）全国農業協同組合中央会
営農・担い手支援部長
笠木　映里　東京大学大学院法学政治学研究科　教授
川口谷　仁　（公社）日本農業法人協会　副会長
佐藤　陽平　（一社）全国農業会議所　経営対策部長
鈴木　泰子　全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク　会長
中村　美紗　株式会社フルトリエ代表取締役
前田　彩花　全国農業青年クラブ連絡協議会　会長

開催状況

第１回（令和６年10月）
- 農業をとりまく労働環境や他産業との比較、労働関係法制の現状整理等
- 被用者保険制度の見直しの方向性

第２回（令和６年11月）
- 被用者保険制度の論点整理（見直しの意義、経営への影響や事務負担など）
- 暫定任意適用となっている労災保険制度の現状分析等

第３回（令和７年２月）
- 暫定任意適用となっている雇用保険制度の現状分析等
- 農業雇用の実態に係る統計データの研究・分析（有識者ヒアリング）

第４回（令和７年３月）
- 雇用環境整備に取り組む農業経営者からのヒアリング

第５回（令和７年６月）
- 農業の人材確保や労働環境の整備に関する有識者からの　ヒアリング

第６回（令和７年８月）
- 被用者保険の改正内容報告
- 労災保険制度における暫定任意適用に係る課題の洗い出し

第７回（令和７年１２月）
- 労働政策審議会（労災保険部会）における議論の報告
- 労災保険の加入促進

第８回（令和８年７月）
- 労災保険法改正法案成立の報告
- 任意加入推進の進捗について
- 労働環境改善について（雇用保険・働き方）

第９回（令和８年１０月）
- 雇用保険制度の適用の在り方について
- 農業の労働環境の実態把握について

農業における雇用保険の現状

○　農林水産業は、「**個人経営で常時５人未満**の労働者を使用する」場合、**雇用保険への加入は任意**（暫定任意適用事業）。
○　**労働時間等により適用除外となる労働者もいる**が、**常雇１～４人の個人経営体数は約3.5万**（このほか、臨時雇のみの個人経営体も対象となるケースあり）であり、**そのうち約0.4万は雇用保険に任意加入している。**

暫定任意適用事業の対象：

個人経営で常時５人未満の労働者を使用する事業
（農林水産業のみ）

任意適用事業所数：約0.4万
※　令和８年３月時点　厚生労働省データ

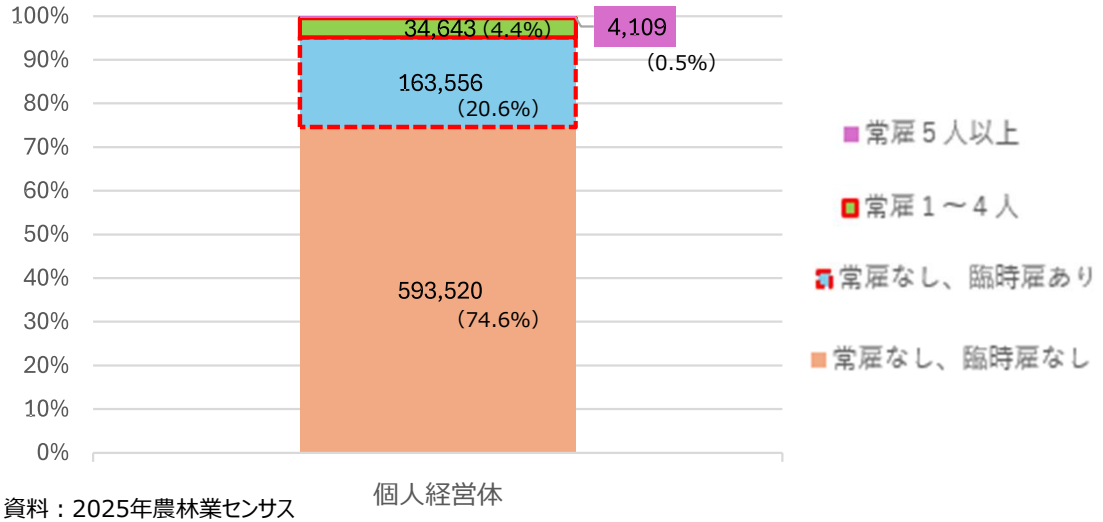
＜適用除外＞【雇用保険法第６条】

①　１週間の所定労働時間が20時間未満である者
②　同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
③　季節的に雇用される者であって、４月以内の期間を定めて雇用される者又は一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
④　日雇労働者（※１）であって、適用区域（※２）に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
⑤　国、都道府県、市町村等に雇用される者
⑥　昼間学生

※１　日々雇用される者又は３０日以内の期間を定めて雇用される者
※２　東京都の特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの

臨時雇い、常雇いの人数階層別農業経営体数

（単位：経営体）



資料：2025年農林業センサス
※常雇い：あらかじめ、年間７か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で、主に農業経営のために雇った人をいう。
※臨時雇い：日雇い、季節雇いなど農業経営のために一時的に雇った人のことをいう。手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

雇用保険料の負担について（試算）

＜計算方法＞
当該年度に全ての労働者に支払う賃金総額×雇用保険料率

（例）労働者１名を雇用し、年間の賃金総額が300万円
（毎月２０万×１２か月、賞与30万×2回）の場合

➡雇用主：**約３万円/年**、従業員：**約２万円/年**

	賃金総額	×	雇用保険料率	
【雇用主】	3,000,000円	×	9.5/1000	⇒ ＋28,500円
【従業員】	3,000,000円	×	6/1000	⇒ ＋18,000円

※労働者数と賃金総額により変動があり得ることに留意

暫定任意適用事業となっている農業の雇用保険について

○　農業就業者における雇用者数及び雇用者の占める割合は増加傾向にある中で、改正基本法に「雇用の確保に資する労働環境の整備」が位置付けられたことを踏まえ、労働環境の改善を進めていく必要があり、**労働関係法制における農業の特例的な取扱いについて、厚生労働省との連携の下、農業現場の実態把握を進めていく**こととしている。（「食料・農業・農村基本計画」（令和７年４月閣議決定））

○　雇用保険の適用に当たっては、労災保険法改正の際にも課題とされた労働者性の判断等に加えて、品目によっては**繁閑（季節）に応じて雇用状況が大きく変動するといった農業特有の事情**があるため、まずは、**厚生労働省と連携した実態把握が不可欠**。また、**事業主・労働者双方に保険料負担を求める制度**であることから、**制度への理解や納得感を十分に得た上で、任意加入を進めることが重要。**

（参考）「農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」における主な意見について

（暫定任意適用事業について）

- 雇用保険制度は、**雇う側の人材確保や働く側の安心の確保のため、農業においても重要な制度**。労働者にとっては、経営規模の大小や個人経営か法人経営かといったことで雇用保険に係るニーズが変わるものではなく、**将来的には暫定任意適用事業の見直しを行っていく前提**で考えるべき。
- しかしながら、**個人経営体にとっては、５年後に施行される労災保険制度改正への対応（保険料納付の観点含む）を考えると**、雇用保険制度の対応まで今すぐに進めていくとなると、**現場の負担が重い**。
- 事業主・労働者**双方に保険料負担を求める制度**であることから、まずは、雇用保険**制度への理解や納得感を十分に得ていくことが必要。金銭的な負担も含め、労災保険制度とは期間をあけて対応した方が、雇用保険制度への**理解も進むのではないか。

（加入促進について）

- **制度の理解促進・普及を進めていくに当たり、繁閑差があるが、経営規模は零細といった農業の特殊性から**、
  - 被保険者の労働時間等の細かな要件があり、適用除外か否か**加入要否の判断に課題**がある。
  - 農業者団体の会議の場を利用し、指導を受けながら皆で手続きをするなど、**事務手続きのサポート体制**を整えた上で進めた方がスムーズに進むのではないか。
  - 農業界における**失業等給付や二事業（雇用安定事業、能力開発事業）の活用状況の把握**から行うべきではないか。